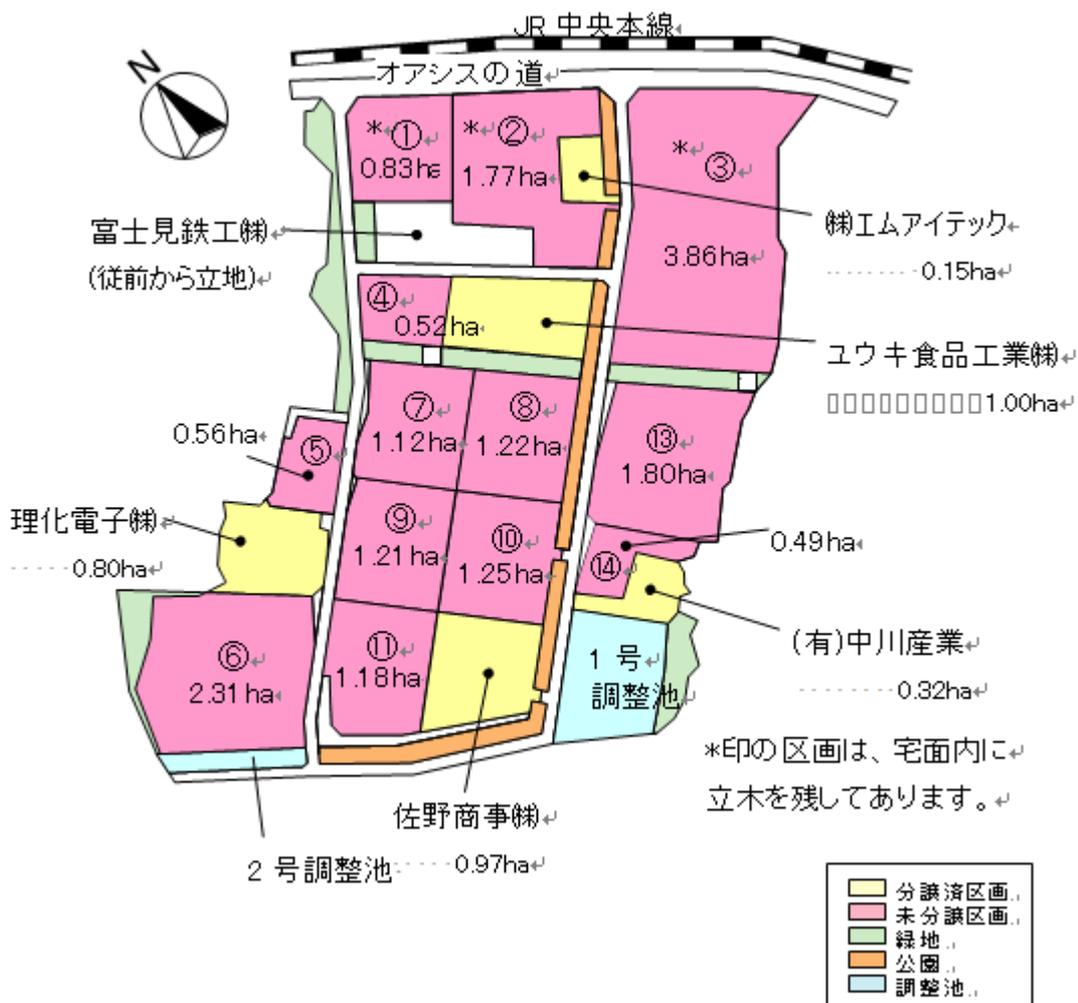


図 12 富士見高原産業団地 全体図



(県営富士見高原産業団地 未分譲区画その1)



(県営富士見高原産業 未分譲区画その2)



5. 県有施設の耐震化と大規模修繕計画

(1) 県有施設の耐震化

① 計画

平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、都道府県は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、速やかに耐震改修促進計画を作成し、実施することが義務付けられた。住宅の耐震化率及び多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の耐震化率を平成 27 年度までに 9 割以上とする実施目標が提示されているが、長野県では平成 27 年度までの耐震化目標を 100%としている。

耐震化を進める対象建築物の範囲は以下のとおりである。

- 「県有施設耐震化整備プログラム」として、防災対策上で重要な拠点となる災害拠点施設と特定建築物のうち、旧耐震基準による建築物を対象として耐震診断を実施、耐震性能が不足するものについて耐震化を進める。
- 県営住宅の耐震化については、県有施設耐震化整備プログラムとは別途に進める。
- 耐震改修促進計画で位置付けている施設以外については、平成 27 年度以降に耐震化を進める。

平成 27 年度までの耐震対策の対象は、災害拠点施設と特定建築物のうち、一定規模以上のものであり以下のとおりである。

表 40 耐震対策の対象

区 分	用 途	棟数
災害拠点施設	災害応急対策の指揮、情報伝達活動等を行う施設（県庁、合同庁舎、保健所、建設事務所、警察署、交番、無線施設、ダム管理事務所、下水道管理事務所、発電管理事務所）	567
	緊急医療活動を行う施設（病院、総合リハビリテーションセンター）	
	避難施設、生徒の応急教育施設（学校校舎、体育館）	
	災害時要援護者のための施設、社会福祉施設等（総合リハビリテーションセンターを除く）	
特定建築物	体育館（一般公共の用に供されるもの）	42
	特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）	
	上記以外の学校、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎、事務所、美術館、図書館、保健所、その他これに類する公益上必要な建築物	
	緊急輸送道路沿線の建築物	

② 進捗状況

平成 21 年 3 月末現在の進捗状況は下記のとおりとなっている。

表 41 耐震対策の進捗状況

区 分		棟 数	
耐震診断実施済	耐震性あり	118	
	耐震性なし	改修済み	105
		改修未実施	226
耐震診断未実施		155	
耐震診断未実施のまま除却等		5	
合 計		609	

耐震診断未実施の建築物 155 棟については、平成 21 年度中に耐震診断を完了させる予定である。

耐震改修未実施の 226 棟についての耐震改修等の予定は、平成 21 年 3 月末現在下記のとおりとなっている。

表 42 耐震改修等の予定

耐震改修等の実施予定年度		棟 数
20 年度～実施中		8
21 年度工事予定		25
22 年度以降工事予定	耐震改修	95
	改築・解体等	98
合 計		226

耐震改修工事については、次の方針により優先度を決定し実施することとしている。

- a. 緊急医療活動施設、避難所、要援護者施設、応急教育施設等（病院、学校、社会福祉施設等）
 - （第 1）耐震診断結果の低い順
 - （第 2）地震発生確率（市町村別想定最大震度）の高い順
 - （第 3）用途別要因による順位、
 の順で耐震化を進める。

- b. 災害時の指揮・情報伝達施設（県庁舎、合同庁舎）

防災計画上の位置付け、耐震指標（評価値）、地震の発生確率、耐用年数及び工事内容等を考慮して決定されたスケジュールで耐震化を進める。